

【地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース・能登半島地震特例)】

完了届の提出書類(第1回支給申請)チェックリスト

Ⅲ 一統紙(不動産用)

通し番号〈No. 〉

<動産の 賃借リース に係る書類について>

◎動産購入が複数ある場合は用紙をコピー してご使用下さい。

◎費用については、動産・不動産に関わらず、金額の大きい順に番号を付与して下さい。

①【名 称:	】(例:〇〇リースなど)
②【金 額:	】※「(地様式第16号)設置・設置設備費用 申告書」の内容と一致すること
③【契約日:令和 年 月 日】	
④【納品日:令和 年 月 日】	

No.	動産の賃借(リース)に関する添付書類	事業主 チェック欄	労働局 チェック欄
1	賃借契約書(写) ※本体価格・付属品等の詳細がわかるもの	☐	☐
2	賃借・リースに係る支払計画書(写)	☐	☐
3	見積書(写) ※本体価格・付属品等の詳細がわかるもの	☐	☐
4	請求書(写)	☐	☐
5	領収証(写)	☐	☐
6	写 真(写) ※全体及び型番がわかる部分	☐	☐
7	通 帳(写) ※表と該当部分ページ	☐	☐
8	振込依頼書(写)・振込明細書(写)	☐	☐
9	総勘定元帳(写) ※該当部分を蛍光ペンでマーク	☐	☐
10	(車両の場合)自動車車検証(写)	☐	☐
11	(車両の場合)車両使用簿・運行記録等(写) ※完了日までの分	☐	☐

動産の賃借(リース)について、下記にご注意ください。

○計画期間外に、支払いを行った場合は対象となりません。

○通勤車両の費用が認められます(令和6年能登半島地震に伴う被害により従業員のために必要となったものに限る)。

○設置・設備費用として認められない経費がありますのでご注意ください。

～～認められない経費の例～～

- ・1契約あたりの契約期間が1年未満の場合(1年を超える契約では1年分が算定対象となります。)
- ・1点の賃借額(最大で1年分)が20万円未満のもの(複数の動産をまとめて賃借(リース)した場合でも、1点ごとの価格で判断します)。
- ・保証金
- ・保守とメンテナンスの費用
- ・賃貸契約の更新が見込まれないもの、など

※上記以外にも状況に応じて判断される経費がありますので、詳細は石川労働局までご確認をお願いします。

●詳細については、[こちら](#)または石川労働局HPに掲載の支給申請の手引き(能登半島地震特例)でご確認いただけます。

【問い合わせ先】

石川労働局職業安定部職業対策課 (TEL 076-265-4428)